	設備等の種類	単価（千円）	数量	金額（千円）	証明書等の文書番号
1					
2					
3					
4					
5					

	設備等の種類	数量	金額（千円）
設備等の種類別小計			
合計			

5　先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

使途・用途	資金調達方法	金額（千円）

様式第六（第５条関係）

変更後の先端設備等に係る誓約書

年　月　日

殿

住　　所　〒
名 称 及 び
代表者の氏名　　㊞

経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第５条第４項の規定に基づき、別紙の設備のうち先端設備等導入計画の変更により追加したものについては、同規則第１条第２項に規定する要件を該当することを誓約します。また、当該要件に該当することを証する書類として別添のとおり提出します。

別　紙

＜様式第五（第５条関係）別紙＞

4　先端設備等導入の内容

⑶　先端設備等の種類及び導入時期

	設備名／型式	導入時期	所在地
1		年　月	
2		年　月	
3		年　月	
4		年　月	
5		年　月	

	設備等の種類	単価（千円）	数量	金額（千円）	証明書等の文書番号
1					
2					
3					
4					
5					

	設備等の種類	数量	金額（千円）
設備等の種類別小計			
合計			

（備考）

1　記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。

2　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

告　示

○内閣総理大臣、総務省、経済産業省、財務省、厚生労働省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省、経済産業省、国税庁、林野庁、中小企業庁告示第二号

生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）第二十九条の規定に基づき、生産性の向上に資するものとして主務大臣が定める基準を次のように定め、同法の施行の日（平成三十年六月六日）から施行する。

平成三十年六月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　林　芳正
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治